

神戸市 専門職による思春期の性教育事業 実施要綱

(目的)

第1条 子どもから大人への移行期である思春期は、心身ともに大きく成長し、友人や仲間など同世代から受ける影響が大きくなる時期であるため、性の逸脱行動、薬物乱用などの問題行動が生じやすい反面、健康にはきわめて関心の低い世代である。また、インターネットやSNS等で「性」に関する情報が溢れており、その中から正しい知識を選択する力が求められている。

そのため、神戸市内の中学生を対象とした専門職による健康教育を実施することにより、健康や性行動、避妊等「性」について正しい知識を身につけるとともに、健全な自尊心と自分を大切にする心、自己決定をする力を育むことを目的とする。

(実施主体および主管課)

第2条 この事業の実施主体は神戸市とし、その主管課はこども家庭局家庭支援課（以下、「家庭支援課」という。）とする。なお、前条の目的を達成するため主管課、本事業を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託して実施することができるものとする。本事業の委託を受ける者（以下、「受託者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業に従事する助産師（以下、「講師」という。）を各中学校へ講師派遣ができること。
- (2) 本要綱で規定する事業内容を実施できること。
- (3) 神戸市、および関係機関と連携・調整を行うことができること。

2 主管課は本事業の推進にあたっては、神戸市教育委員会及び各中学校と十分協議をはかり実施する。

3 各区役所・須磨区北須磨支所保健福祉課（以下「区担当課」という。）は事業の推進に協力する。また、区担当課は本事業を通じて学校と日頃の連携の強化に努める。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は神戸市内に住所を有する中学校、及び特別支援学校等とする。

(授業内容及び対象学年)

第4条 本事業は中学校1年生及び中学校3年生に対して、以下の授業内容を実施する。

- (1) 中学校1年生：自分や他人の命の大切さ、性のありようについて
- (2) 中学校3年生：自分の体を大事にしよう（性の問題行動、避妊等）

2 授業内容は、前項を基本とするが、各学校の特性、性教育等の授業進行状況などに応じ、各中学校と主管課が十分協議を行う。ただし、主管課が本事業を委託している場合、各中学校との協議は受託者が行うものとする。

(実施形態)

第5条 本事業の実施にあたり、回数及び授業時間を以下のものとする。

- (1) 各学校につき学年単位で実施し、原則として1年度につき1回を限度とする。
- (2) 中学校1年生は90分授業、中学校3年生は50分授業とする。
- (3) 各学校における講師派遣人数及び単価は別表1に定める。

(委託料)

第6条 主管課が本事業を委託した場合の本事業に係る委託料の金額および支払方法については、別途締結する委託契約において定める。講師派遣人数及び単価は第5条第3項に定めるものとする。

(実施方法及び注意点)

第7条 区担当課を本事業の窓口とし、管内の各中学校からの依頼及び相談等のとりまとめを行うものとする。

- (1) 市立中学校は前年度の2月末までに事業の実施希望日を区内中学校間で調整の上、「思春期の性教育事業 実施希望票(別紙1)」を家庭支援課へ提出する。市立中学校以外の学校は前年度の2月末までに事業の実施希望日を「専門職による思春期の性教育事業 実施希望日程調整表(特別支援学校・私立中学校用)(別紙1-2)」に記載の上、区担当課へ提出する。事業の実施希望日が決定した後、各中学校は「健康教育支援の依頼書(別紙2)」を区担当課へ提出する。

(2) 本事業の実施月は、次のとおりとする。

①中学1年生は2学期以降(10月～3月まで)に実施する。

②中学3年生は1学期(5月～9月)を中心に実施する。1学期で実施できない場合は年度内に実施する。

(3) 各中学校は「健康教育支援の依頼書(別紙2)」を実施月の3か月前の月末までに区担当課へ提出する。ただし、1学期実施の場合は、事業の実施希望日決定後、速やかに提出する。

(4) 講師は「健康教育支援の依頼書(別紙2)」にもとづき、実施中学校と調整の上、教材作成および当日の事業を担当する。また、中学校は当日までの授業の準備(器材準備含む)、および当日の進行を行なう。講師と中学校は原則として事前打合せを行なうものとする。

(実施報告)

第8条 受託者及び中学校は事業実施後以下のとおり報告を行うものとする。

(1) 受託者は事業実施後、は翌月の20日までに各区担当課に「専門職に思春期の性教育事業実施報告書(別紙3)」で報告する。

(2) 中学校は、実施後の意見・感想等を「参加中学校感想報告(別紙4)」にて各区担当課に提出する。また、中学校は、感想文を受託者へ提出する。なお、提出に当たっては、生徒氏名など個人情報表示しないように配慮すること。受託者は感想文の写しを家庭支援課へ提出する。

2 各区担当課は前項で受理した報告書の写しを家庭支援課にすみやかに送付する。また、区担当課より受託者へ「参加中学校感想報告(別紙4)」の写しを送付する。

3 受託者は、業務を完了したときは、翌年度の4月10日までに神戸市に報告を行う。

(費用の請求・支払)

第9条 受託者は、委託料の請求について、委託契約に基づき神戸市に請求する。

2 神戸市は、前項の請求を受けたときは、速やかにその請求内容を審査し支払うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、本事業を実施するにあたり、関係法令を遵守することに加え、別に定める「情報セキュリティ遵守特記事項」に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。

2 本事業を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律、「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、個人情報を含む情報資産の取扱について必要な対策を講ずるものとする。

(苦情等への対応)

第11条 受託者は、責任をもって事業の実施を担い、各中学校からの苦情等があった場合は、誠意をもって迅速・適切に対応するとともに、神戸市に速やかに報告を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、神戸市および受託者が協議の上、別に定める。

附則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

この要綱は令和7年4月1日より施行する。

別表：講師派遣単価基準表

学校種別	講師派遣人数	単価(消費税及び地方消費税込み)
下記以外の中学校	1人	講師1人につき22,000円
盲学校・聴覚支援学校	2人	
特別支援学校	3人	